

卒業認定に関する方針

本校の教育目標である、『建学の精神に則り、「形から心を養う実学教育」に徹した専門教育と校是「礼儀・感謝・奉仕」を理念とした徳育を本校教育の根幹として推進し、豊かな人間性と専門性に富む人材を育成する。』に則り、本校が求める豊かな人間性と専門性に富む者に卒業を認定する。

具体的には、所定の修業年限以上在学し、本校が定める全課程について単位の認定を受けた者に、卒業証書を授与する。

卒業認定の規定は、「単位認定・評価及び卒業」（単位認定会議及び卒業）で規定し、「学生便覧」に掲載している。

藤華歯科衛生専門学校 学則（抜粋）

単位認定・評価及び卒業

（単位認定及び評価）

第 21 条 学校長は第 8 条の規定による教育課程の定めることにより、各学年ごとに修了すべき各科目について試験を行う。ただし、実習については、実習の内容をもって評価する。

2 各教科目ごとに学則に定める時間数の 3 分の 1 をこえて欠席した者は、当該教科目について前項に規定する試験を受けることができない。ただし、学校長がやむをえないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。

3. 履修規定については学校長が別に定める。

4 単位修得は、出席状況、課題レポート等を資料として試験により総合的に評価し、認定する。

5 試験及び実習の成績は、点数で表し、各科目とも 100 点満点とし、それぞれ 60 点以上をもって合格とする。

6 実習を欠席した者は、学校長が別に定めるところにより当該教科目の再実習を受けなければならない。

7 放送大学やその他の大学もしくは功労専門学校又は以下の資格にかかわる学校もしくは養成所で、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと見と認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。（歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、視能訓練士、臨床工学

技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士)

(単位認定会議および卒業)

第 22 条 学校長は、第 21 条に定める教育課程の成績評価に基づいて、単位の認定の会議を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、第 8 条に定める全課程について単位の認定を受けた者に、卒業証書を授与する。